市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋規



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第75回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量 等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につき ましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会議録》

[会議名称] 第75回 市川市廃棄物減量等推進審議会

[開催日時] 平成27年8月27日(木)14時00分~15時40分

〔開催場所〕 市川市役所 本庁舎3階 第1委員会室

[出席委員] 三橋規宏会長、松本定子副会長、金子正委員、大場諭委員、代谷陽子委員、 金子俊郎委員、岩田元一委員、福島満委員、原木一正委員、 安東紀美代委員、柳沢泰子委員、稲垣操委員、石井静雄委員、 宮方英二委員(以上14名)

[事務局等] (1)清掃部 吉野部長、高橋次長

(2)循環型社会推進課 竹中課長、松丸主幹、道家、藤原、河村、佐々木、

堀川、岡

(3)清掃事業課 村越課長、吉岡主幹

(4)清掃施設計画課 山口課長

(5) クリーンセンター 川島所長、椎名副参事

〔傍 聴 者〕 2名

〔会議次第〕 (1)開会

(2)議題さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について

- ①市民説明会の開催結果について (報告)
- ②家庭ごみ有料化制度について
 - ・目的と期待する効果
 - ・家庭ごみ有料化制度の仕組み(料金体系、徴収方法、対象品目)
- ③ごみ収集回数の削減について
- ④戸別収集方式について

(3)閉会

[配付資料] 資料1 市民説明会の開催結果について

資料2 家庭ごみ有料化制度について

資料3 ごみ収集回数の削減について

資料4 戸別収集方式について

[会議概要] 市民説明会の開催結果、家庭ごみ有料化制度、ごみ収集回数の削減 及び 戸 別収集方式について事務局から配付資料の説明を行うと共に、各委員から の質疑に回答する形で審議会を進めた。

[会議詳細]

【開 会】 午後2時00分

三橋議長:定刻になりましたので、ただいまから「第75回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開催いたします。

それでは、本日の会議を始めるにあたって、事務局から報告事項等がありましたらお願いいたします。

竹中課長:本日の会議につきましては、高橋 洋平 委員が所用にて欠席されていますが、本審議会規則第3条第2項に定める会議開催の要件を満たしておりますので本会議は成立いたします。

なお、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開 会議であり、傍聴者が2名いらっしゃいますので、ご了承ください。 以上でございます。

一 傍聴者を室内へ誘導する 一

【事務局への資料説明依頼】

三橋議長:本日の議題として、前回、大久保市長から諮問されました、

「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」

審議を進めていきます。

それでは、事務局から、順次、本日の会議資料の説明をお願いします。

【配付資料確認】

竹中課長:はじめに、資料が当日配布となりましたことをお詫び申し上げます。誠に 申し訳ございません。

では、本日お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

- ○資料1 市民説明会の開催結果について
- ○資料2 家庭ごみ有料化制度について
- ○資料3 ごみ収集回数の削減について
- ○資料4 戸別収集方式について

以上となりますが、

不足している資料がございましたら、事務局までお申出ください

【資料1の説明】(市民説明会の開催結果について)

竹中課長:はじめに、市民説明会の開催結果について、その概要をご報告、ご説明い たします。

資料1をご覧ください。

市では、さらなるごみの減量・資源化に向けて3つのプランの検討をはじめた背景となります、本市のごみ処理の問題や3つのプランの制度の概要について、市民の皆さんにご説明するとともに、ご意見を伺い、今後の検討の参考とすることを目的といたしまして、

8月5日から11日にかけて、市内の5会場において、市民説明会を開催 いたしました。

なお、説明会にご参加いただいた人数は、合計で122人でございました。

<市民説明会の内容>

説明会の内容としましては、

前回の審議会でもお配りしました、広報いちかわ7月4日に特集しました、 本市のごみ処理の現状と問題点や、

3つのプランの概要、期待する効果などにつきまして、

市で作成した動画上映を行い、パワーポイントと資料を用いまして、さら に詳しく内容をご説明したところでございます。

<参加者からの意見・質問>

2ページ目をご覧ください。

当日、参加者からは様々なご意見やご質問を頂戴しましたが、主なものを ご紹介させていただきます。

(1) 家庭ごみ有料化制度について

まず、家庭ごみ有料化制度に関しましては、

①家庭ごみ有料化 賛成・反対

有料化で、受益者負担になることの賛成意見や、ごみに対する意識が高まるといった肯定的なご意見があった一方、

ごみ減量の周知を徹底するのが先ではないかといった、否定的なご意見や、 有料化ありきではなく、時間をかけて市民の意見を聞くべきといった主旨 のご意見もあったところでございます。

②手数料

また、その支払方法や料金といった、制度の基本的な内容に関するご質問

③市民への支援策・減免対象

市民への支援策・減免対象として、生ごみ減量の補助、生活弱者への配慮、 地域清掃への補助はあるのかといった、ご意見やご質問

④手数料の使途

手数料の使い道に関して、クリーンセンターの建て替え費用にしてはどう かといったご意見、

⑤その他

その他にも、有料化をした場合に、 野焼きや不適正排出が増える、 公園のごみ箱にごみを持ち込む人がでるのではないか、 といったご意見があったところでございます。

(2) 戸別収集について

戸別収集に関しましては、

集積所の土地は利用者の共有名義だが、どのように取り扱うのか、カラスやネコの対策は、どうすればいいのか、 近所の目が気になり、ごみが、出しにくくなる、 収集コストはどれくらい増加するのか、 といったご質問やご意見がございました。

また、現在、ご自宅の近くのごみ集積所の管理に関して、問題やお悩みを お持ちと思われる参加者からは、戸別収集に賛成のご意見が多くございま した。

(3) ごみ収集回数の削減について

ごみ収集回数の削減につきましては、

収集回数が減った場合には、高齢者等のオムツの保管が難しく、市から対 応策を出して欲しいというご意見や、祝日も収集するのか、

コストはどれくらい減少するのか、

といったご質問がございました。

(4) 3つのプラン全般

3つのプラン全般に関して、

今後のスケジュールや進め方、全体としてのコストの増減に関するご質問

(5) 市民説明 • 広報周知

市民への説明や周知に関しましては、

特に、単身者、外国人といった、自治会に加入しておらず、情報が伝わり にくい人への周知や、対策を求めるご意見が多くございました。

(6) クリーンセンターの建て替え・最終処分場

クリーンセンターの建て替えや最終処分場に関しては、

用地や資金調達の問題のほか、最終処分場の建設や、焼却灰の資源化についてのご質問やご意見もございました。

(7) 不適正排出等(現在のごみ出し等の問題点)

4ページをご覧ください。

不適正排出、排出ルール違反といった、現在のごみ出しの問題点などに関する、ご質問やご要望が多く、

自治会に加入していないアパートのごみ出しの問題や、

集合住宅の管理者との協力に関すること、

また、不適正排出の抑止策や、罰則に関するものがございました。

(8) その他

その他にも、近隣市との連携、製造段階での規制など、幅広いご意見、ご 質問があったところでございます。

<市民説明会におけるアンケート結果(速報版)>

当日は、3つのプランの検討の参考とするために、参加者の皆様へアンケートを実施いたしまして、その結果の資料を添付してございます。

(問1 ご回答者について)

問1の結果を見ますと、

今回の参加者につきましては、60歳以上の方が約8割と多く、

(問2、問3 市川市のごみ処理の問題について)

(問4 ごみの減量や資源化の取り組みについて)

問2、3、4の結果からは、

ごみの減量・資源化への関心が高く、前向きに取り組まれている方々に、 参加していただいたものと考えられます。

(問5 ごみの排出頻度について)

問5につきましては、ごみの排出頻度の質問でございますが、

回答区分の中では、現在の収集回数と同様の頻度で、ごみを排出されている方が多い一方、

例えば、燃やすごみですと週2回または1回の方が約50%と、

現在の収集回数よりも少ない頻度で、排出されている方の割合もやや多い 結果となっております。

(問6 戸別収集方式について)

問6の戸別収集方式についてどう思うかという点に関しては、

ごみの排出ルールの遵守や、ごみ減量・分別、集積所トラブルの減少につ ながるという回答が多かった一方で、

自宅の前にごみを出すことやプライバシーが気になるといった回答、

今の収集方式で特に問題ないといったご回答も、一定程度ございました。

(問7 ごみ処理手数料の負担について)

問7のごみ処理手数料を負担することになったときの取り組みに関しては、 前向きに取り組むという回答が4分3を占めております。

(問8 3つのプランについて ※自由記載)

3つのプランに関しての自由意見については、

当日、参加者から直接ご発言があった内容と同様に、様々なご意見、ご要望に関する回答がございました。

なお、資料の最後には、当日、説明用に配付しました、資料を添付してご ざいます。

く今後の予定、検討への反映>

市民への説明会の開催につきましては、今後、引き続き、地域の自治会の皆様を対象にした説明会を、順次実施していく予定でございます。

市としましては、今回の市民説明会の結果をはじめ、今後、市民の皆様からいただきますご意見、ご質問を、家庭ごみ有料化の制度設計、収集体制の見直しに関する実施方法の検討や、今後の市民への説明、周知に役立ててまいりたいと考えております。

市民説明会の結果報告につきましては、以上でございます。

【資料1の質疑応答】

三橋会長:市民説明会の結果について、かなり詳細な説明をしていただきました。 自由にご意見ご感想をお出しください。

福島委員:①説明会で使った動画を見てみたい。主な意見、質問に対してどのような 回答をしたか見せていただきたい。

> ②ごみの排出頻度について、実際にパッカー車の積載量はどうなのか。満杯 に近い状態で収集が行われているのか、余裕があるのか。もし分かれば資料 をお願いしたい。

村越課長:②パッカー車の件でご説明します。今、収集のコースが決まっている。収集の仕方は前半多く、詰めるだけ積む。最後残ったものを積む。エリアとして積む量が少なければ、もう少し先まで積む。積載量は、前半に満杯が多くなる状況。今だと大体 1.7t 前後。

竹中課長: ①動画につきましては、委員の皆様に DVD でお配りするように致します。 意見への回答は、後日まとめて答えさせていただきます。

原木委員:アンケート結果ですが、60歳以上が約82%で若年層の意見が反映されていないが、若い方には今後どのような対応をして、アンケート結果等を入手するのでしょうか。

竹中課長:今回の5回の説明会は、市民のみなさまに、若い方から高齢者までを広く 対象に開催しました。結果としてこのような年齢層になりました。 今後、自治会を対象に説明会を広めていく考えです。その際になるべく幅広 く、参加してもらえるよう進めていきたい。

三橋会長:若い人だと、商工会議所の支部やJC青年会議所の支部などが市川にあれば協力していただいて、趣旨の徹底を図るということを考えたらいかがでしょうか。ぜひ考えていただきたい。

竹中課長:ありがとうございます。

松本委員:初日の8月5日の教育会館に出席しました。自治会長から、収集について

困っていることがあるのを聞いて質問をしました。

パワーポイント等を見て、有料化は絶対必要だという話をしながら帰ってきました。参加者でも有料化に賛成の意見もあり、思っていたよりスムーズに行くのかなという印象を持ちました。

金子正委員:3つのプランが意外に理解されているなという感想。

122 名は、60 歳以上がほとんどで、おそらく参加者は自治会長やじゅんかんパートナーなど、ごみに関心の高い人、3つのプランに前向きな姿勢の人。これはわれわれとして心強い。何のためにこれを実施するか目的がわかっている人。

やはりこれから自治会を中心とした、あるいは JC、商工会議所、若い人の 意見を聞いていくとそう簡単なことではない。このアンケートについては関 心の高い前向きな姿勢の方の感想。今後はそう簡単にはいかない。

目的がわかっている私たちにとっては、とりあえずアンケートとしてはいい印象を受けました。

柳沢委員:私も、8月9日の説明会に出席しました。私の団体、市川女性の集い連絡会 の運営委員会に来て説明をしていただいた。

> やはり年齢層は高い。若い人に聞いたら、ごみ袋ですでにお金を払っている のではという意見が多かった。私も、今の袋代金はごみ袋の製造業者に払う お金で、市に払うものではないと説明をした。

> 学校の PTA の文化部会とかへ行って、40 代~50 代のお母様等に説明をしてはどうか。我々の年代はごみをきたなく出す状況を見ており、賛同を得やすいが、若い人には、そういうことが頭に入っていない。若い人を対象に説明会を開いたらいかがかなと思いました。

大場委員:説明会の中の内容は十分には見ていないが、客観的にこの方法しかないのか、この方法しかありませんという印象を感じる。

問題解決にあたって、こういう課題があるというのは私たちもわかっている。 最終処分場の問題、ごみが増え続ける現状があると。

広報を見て、この3つ(のプラン)しかありませんという結論のように感じられるが、果してそれでいいのか。実はもっと他の方法もあるんだよと。そのような市民説明会になっていたのか。あとで考えて、あの時の考えはおかしかったねとならないように。

もう一点。今回の件は、きめ細かく市民の意見を吸い上げて欲しい。高齢者が中心で好意的な意見が多いが、市川市はベッドタウンで若い方が多く、ま

た、人の出入りも多い。このような方に理解されるのか。

戸別収集については、道が狭く、現実に可能なのか。狭い道の奥に住んでいる方がどう思っているのか。歩いて聞いて調査しないといけないのでは。 このようなやりやすい調査もいいが、実際に戸別収集になれば、パッカー車が入れないところがある。そういうところが市川は多く、その方達はどう思っているか。

受益者負担になるが、そういったところまで細かく意見を吸い上げるべきだ と思います。

三橋会長:3つのプランの別の方法について、説明会の際に出たかはわからないが、 今の意見を参考にして、そういった試みも心がけてください。

市民の意見は、最終的に答申を作っていくうえで参考にしなければいけないので、今後も説明会、ヒアリングをしていく中でさらに深めていければと思います。

それでは続いて、資料2の説明をお願いします。

【資料2の説明】(家庭ごみ有料化制度について)

竹中課長:資料2「家庭ごみ有料化制度について」をご覧ください。

家庭ごみ有料化制度に関しましては、前回の会議におきまして、主な検討事項をご説明したところでございますが、

本日は、有料化制度の仕組みを検討する前提となります、本市における目的 と期待する効果と、

具体的な制度の仕組みに関する検討事項として、料金体系、徴収方法、対象 品目について、ご意見を頂戴したいと思います。

それでは、2ページ目をご覧ください。

く1 目的と期待する効果>

(1) 有料化の目的

まず、有料化の目的として、本市においては、ごみ処理の現状と課題を踏まえて、さらなるごみの減量・資源化を図ることを目的として、家庭ごみ有料 化制度の導入を図ろうとするものでございます。

具体的には、

①ごみの発生・排出抑制

第1に、排出量に応じて、排出者がごみ処理費用の一部を負担することで、

費用負担を減らそうとする経済的な動機づけを活用し、ごみの発生・排出の 抑制を図ること、

②分別排出の促進

第2に、ごみの発生・排出の抑制に加えて、資源物の分別排出を促進することで、ごみ処理量の削減と資源化の推進を図るものでございます。

また、ごみの減量、分別に対する市民意識の向上により、ごみ減量・資源化 につながる市民の行動を促進すること、具体的な例としましては、

マイバッグの活用、簡易包装の選択、食べ残しの削減、リユースショップの 活用、雑がみの分別といった行動を促進することで、

可能な限りごみが出ない環境の定着に向けて、環境にやさしいライフスタイルへの変革につなげていくことが目的でございます。

(2) 期待する効果

期待する効果としましては、ごみの発生・排出の抑制及び分別排出の促進の 効果に加えまして、

- ごみの減量に努力する市民と、減量の努力をしないでごみを多く排出する市民との間の、ごみ処理の受益に応じた負担の公平性の確保
- 最終処分量の削減と埋め立て処分への依存の低減
- クリーンセンターの建て替え規模の縮小による建設費や運営費の削減
- ごみ焼却等に伴う温室効果ガスの排出抑制

といった効果が期待できるものと考えております。

3ページには、参考として、家庭ごみ有料化に関する、昨年の審議会の答申 内容と、ごみ処理基本計画の位置づけでございます。

く2 家庭ごみ有料化の仕組み>

4ページをご覧ください。

家庭ごみ有料化制度の仕組みについての検討事項で、ございます。

料金体系、徴収方法、対象品目につきましては、それぞれ排出方法とも関連 が深いことから、セットで考えていく必要があるものと考えております。

(1) 料金体系

① 手数料の料金体系

1点目の手数料の料金体系でございますが、料金体系には様々な方法が考えられるものの、主に「排出量単純比例型」と「一定量無料型」に分類できます。

料金体系の設定にあたっては、ごみ減量効果、市民の分かりやすさ、制度運 用面等を考慮する必要がございます。

② 他市の状況

他市の状況を見ますと、有料化を実施している市の9割以上が排出量単純比例型を採用しておりまして、その傾向は千葉県内においても同様ですが、君 津市と野田市では、一定量無料型が採用されております。

5ページをご覧ください。

これは、2つの料金体系の比較でございます。

間も少ないという利点がございます。

まず、排出量単純比例型は、排出量に比例しまして、手数料を負担する方式でございまして、

例えば、排出時に使用するごみ袋毎に、一定の手数料を負担する場合には、 同じ容量のごみ袋を使用するものとして、ごみ袋の使用枚数が2倍、つまり 排出量が2倍になれば、手数料も2倍になるというものでございます。 この方式には、制度が単純で分かりやすく、また、制度運用面での費用や手

一方で、一定量無料型は、排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、 排出量が一定量を超えますと、排出量に応じて手数料を負担することになる 方式で、

市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みでございます。

この方式の場合、無料となる一定量を超えて手数料負担が必要となる部分については、排出抑制が期待できますが、手数料が無料の一定の排出量までの範囲内では、排出抑制の動機づけが働きにくいことや、一定量までを無料とするための費用や手間が増すといった欠点がございます。

一定量無料型については、どのように一定量を無料とするかが分かりにくいかと思いますが、6ページ目に、一定量無料型の事例として、君津市の仕組みをまとめてございます。

一定量までの無料分として、世帯の人数に応じて、指定ごみ袋の無料引換え 券を各世帯に郵送し、各世帯が、指定袋取り扱い店で、交換するというもの で、無料の指定袋で不足した場合には、値段の高い、有料の指定ごみ袋を購 入するというものでございます。

なお、君津市におきましては、平成 28 年 4 月より一定量無料型から排出量 単純比例型へ移行する予定となっております。

③ 本市における料金体系

本市における料金体系についてで、ございますが、

転入者や外国人を含めた、市民にとっての制度の分かりやすさという点に関 して、

- 仕組みが単純であり、市民にとって分かりやすいこと
- 最初の一袋目から、ごみを減らそうとする動機付けが働きやすいこと
- 排出量に応じて、広く市民が一定の費用を公平に負担するものであり、 受益と負担の関係性が明確であること

などから、多くの都市で採用されている「排出量単純比例型」を採用することが適当と考えられるところでございます。

(2) 徵収方法

8ページをご覧ください。

制度の仕組みの2点目の、手数料の徴収方法について、でございます。

① 標準的な手数料の徴収方法

手数料の徴収方法としましては、手数料を含んだ指定袋の販売による方式と、 ごみ袋等に貼り付けるシールの販売を通じて、手数料を徴収する方法の2つ がございます。

本市におきましては、大型ごみを有料収集する場合に、大型ごみ処理券を購入していただいて、家具などのごみに貼り付けて排出していただいておりますが、これは、シール方式に該当するものと考えていただければと思います。ここでは、「燃やすごみ」を念頭に、手数料の徴収方法を検討するものでございますが、その場合には、指定袋による方式が標準的となっております。

② 他市の状況

他市の状況としましては、千葉県内におきましても、可燃ごみ、本市でいうところの燃やすごみの有料化を実施している全ての市町村において「指定袋」 方式を採用しており、全国的にも一般的な方法となっております。

③ 本市における徴収方法

本市における徴収方法について、でございますが、

まず、本市では、家庭ごみの分別排出の促進と、収集作業の安全性・効率性 を確保するため、平成11年10月から指定袋制を導入しております。

この指定袋制では、その販売価格に手数料が含まれていない指定袋を購入していただき、排出時に使用していただくものですが、

今後も、燃やすごみや燃やさないごみなどにつきましては、指定袋による排 出方法を維持することが適当であると考えております。

その場合の手数料徴収方法としましては、

- ア) 販売価格に手数料が含まれた指定袋(いわゆる有料指定袋)の販売による方法と、
- イ) 手数料を含まない指定袋に貼り付ける、シールの販売による方法 が考えられるものの、本市においては、
- 市民にとって、排出方法が簡単で分かりやすいこと
- 指定ごみ袋の個数(枚数)と、大きさ(容量)によって、排出量を把握 することが容易であること
- 収集時において手数料が支払われた適正な排出かどうか確認しやすいこと

などから、他市町村でも広く採用されている有料指定袋の販売による方式が 適当と考えられます。

(3) 対象品目

① 対象品目の検討について

10ページをご覧ください。

制度の仕組みの3点目の、手数料徴収の対象品目について、でございます。ここでは、12分別収集している家庭ごみの品目のうち、

既に有料で収集している大型ごみ以外の品目について、本市における家庭ご み有料化の目的と効果、収集方法、市民の受容性等を考慮して、手数料徴収 の対象品目を検討するものでございます。

② 家庭ごみの分別区分と収集方法

対象品目については、手数料を徴収する上で、収集方法とセットで検討する 必要がございます。

現在の、家庭ごみの分別区分と収集方法を表にまとめてございますが、 本市では、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチック製容器包装類」 については、指定袋で排出するルールとしておりますので、 有料指定袋制を採用した場合、現在の収集方法を変更せずに手数料徴収の対象品目とすることができるのは、この3種類でございまして、

その他の品目については、収集方法の変更、具体的には「指定袋により排出 するルール」に変更していく必要がございます。

③ 他市の状況

11ページをご覧ください。

他市の状況でございますが、全国の家庭ごみ有料化実施市のうち、資源物を 対象にしている市は、全体から見ると少ない割合でございますが、

全体の約3分の1では、ビン、カン、プラスチック製容器包装といった、資源物も有料化の対象としている状況にございます。

④ 本市における品目毎の方向性

12ページをご覧ください。

本市における品目毎の方向性について、でございます。

アごみ

まず、「資源物」と「ごみ」の「ごみ」についてですが、

〇燃やすごみ・燃やさないごみ

「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」につきましては、

クリーンセンターで焼却や破砕処理を行い、焼却灰などの残さが最終処分に つながることから、

最終処分の他市依存やクリーンセンターの老朽化など、本市におけるごみ処理の問題に対応し、ごみの焼却量や最終処分量の削減を図るためには、 手数料徴収の対象とする必要があると考えております。

〇有害ごみ

次に、蛍光管や水銀体温計などの「有害ごみ」については、

他のごみへの混入を防止し、有害性のあるごみの適正な分別排出を最優先する観点から、

従来どおり無料で収集とすることが適当と考えられます。

イ 資源物

続いて、「資源物」に関してですが、

循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制 (リデュース) を徹底して いく必要があること

また、資源物であってもその収集やリサイクルに一定の処理費用がかかって おり、受益と負担の公平性を確保していくためには、

「資源物」であっても「ごみ」と同様に手数料徴収の対象とすべきという考え方があるところでございます。

しかし、一方で、資源物については、分別の促進を重視するという観点から、 手数料徴収の対象とする場合でも

「ごみ」よりも低い手数料とすることや、従来どおり無料で収集することも 考えられます。

品目毎に検討してみますと、

〇ビン・カン・紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック)・布類 ビン・カンについては、

ペットボトルなどの軽量素材へのシフトなどにより、過去と比べて発生量そのものが比較的大きく減少していること、

燃やすごみの削減のためには、雑がみ等の資源物の分別排出をさらに促進していく必要性が非常に高いこと、

また、手数料徴収のために指定袋制を採用する場合には、現在のごみの出し 方を指定袋により排出するルールに変更する必要があることから、

ビン、カン、紙類、布類につきましては、従来どおり無料で収集とすること が適当ではないかと考えております。

〇プラスチック製容器包装類

13ページをお願いします。

プラスチック製容器包装類については、

分別排出の促進を優先することや、資源物を分別排出する市民の受容性を考慮して、手数料徴収の対象外とするという考え方がございます。

しかし、一方で、プラスチック製容器包装類については、分別収集の実施によりリサイクルが進んだ一方で、発生抑制が十分には、進んでいないという現状がありまして、

循環型社会の形成や地球温暖化対策を推進する上で、リサイクルよりも取り 組みの優先順位の高い発生抑制(リデュース)を進め、簡易包装の促進や使 い捨て容器の削減を進めていくために、

手数料徴収の対象とすることも考えられるところでございます。

以上のように、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」につきましては、手数 料徴収の対象品目として考えていくことが妥当ではないかと考えておりま すが、

資源物、とりわけ、プラスチック製容器包装類の取り扱いについては、様々なご意見や、見方があるのではないかと、考えております。

く次回以降の検討予定>

これらの項目以外にも、有料化制度の仕組みに関わるものとしまして、 14 ページに記載しました、料金水準や、手数料の減免等がございますが、 これらにつきましては、市民への周知や、不適正排出への対応といった、 制度導入にあたっての留意事項とあわせて、本日の議論の結果も踏まえまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

<他市における家庭ごみ有料化の状況>

後ろの方についております、A3の資料は、他市のおける家庭ごみ有料化の 状況を一覧にしたものでございます。

有料化制度を導入しております、千葉県内の市、東京都、具体的には多摩地域の市、神奈川県内の状況のほか、

その他全国の人口 30 万人以上の市に分けて、導入年月が新しい順に、料金 体系、対象品目などの項目をまとめてございます。

<近隣市の取り組み状況>

資料2の最後にあります、A3の参考資料は、

県内の近隣市における家庭ごみ有料化の検討状況に関しまして、各市の一般 廃棄物処理基本計画における位置づけをまとめた表でございます。

前回の会議で、近隣市の取り組み状況はどうなっているか、といったご質問がございましたが、

家庭ごみ有料化制度を導入していない、近隣の船橋市、松戸市などにおきま しては、

各市ともに、その一般廃棄物処理計画の中に、家庭ごみ有料化について、調査・検討をしていく事項として位置づけをしている市が多いものの、

現時点で、具体的に、実施を予定している所までは、至っていない状況のようでございます。

家庭ごみ有料化制度についての説明は、以上でございます。

【資料2の質疑応答】

三橋会長:家庭ごみ有料化制度について、かなり細部にわたって説明がありました。

最終的にどういう形で、有料化制度を市川市として目指していくか、 今日も含めて今後の課題です。

今の説明についてみなさんのご感想、ご質問があれば自由にお出しください。

安東委員: 22 日に子供会で集まって、これから有料化になるからと 80 人ほどで話をした。

私たちの年代はいいかと思ったが、若い 20 代から 50 代前半は、有料化でごみ袋が 1 枚 50 円や 60 円になると、ごみを出す回数が少なくなる、そうすると袋に詰められるだけのごみを出すという話だった。

プラスチックが一番問題で、どこまでが(資源の)プラスチックで、どこからがごみなのかがわからない。そのため、ペットボトルだけはきれいにして (資源に)出すとか話があり、そのへんをはっきりさせないで有料化しても 困るかなという意見があった。

三橋会長:プラスチックをどう扱うか、資源か、ごみか。実際に有料化を実施しているところでもさまざまな議論がある。100%こうすべきだとの意見はないので、この審議会でいろいろな意見を参考にしながら、最終案を作っていかなければならない。

プラの中でもペットボトルは集めやすいので資源として扱ったほうがいいが、グレーな部分をどうするか。みなさんそれぞれ意見をお持ちだと思うので、この審議会で意見をお聞かせいただきたい。

大場委員:料金体系が排出量単純比例型が適当とのことだが、市民の感覚だと今までは無料で税金で処理していた。これが有料になれば、税金が安くなるんだよね。もしくは一定量はただじゃないのと。

排出量単純比例型は分かりやすい、ということだけで市民に納得してもらうのは難しい。一定量無料型を実際に実施している自治体もあるわけだから。市民にとって、どんなメリットがあるのか。

戸別収集にしてもパッカー車の収集回数が増えれば、どれくらい税金が投入 されるのか。どこでお金が増えて減るのか、見えてこない。

このへんが議論になると思います。

松本委員:他市の例。野田市に弟夫婦が住んでいる。一定量無料型で、(有料部分の) 1枚170円は高いのではと話をしたら、市から月10枚送られてくるが、十 分賄える量で一定量をこえたことがないとのこと。

収集回数は、可燃ごみ週2回、不燃ごみ週1回。

市川と違ってまだまだ山があり、コンポストも利用されている。ごみに関し

ては、しっかりとやっていていいと言っていた。 もし市川市で一定量無料型ができれば魅力的だと考えるがどうでしょうか。

三橋会長:他にご意見はないでしょうか。今日はどちらの方針がいいかを決めるわけではないので、委員の方はご自由に意見をお出しください。

代谷委員:目的のところで、有料化するにあたって、ごみの減量・資源化を図るということだが、日野市などで取り組んでいて、最初は減るという傾向があるが そのうち横ばいになると知人から聞いている。

> アンケート資料を見ると、平成13年からごみが少しずつは減っているよう だが、近年横ばいのイメージもあるが。

> もし有料化するのであれば、市としてどのくらいの削減目標を置いているのか。前回お休みしたので、そのとき話があったかも知れないが。目標を立てて、それを市民にわかりやすいかたちで見せていかないと、市民も納得はしてもらえないのではないか。

わからないのは、君津市は一定量無料型が 28 年度から排出量単純比例型に切り替える、その理由を教えていただきたい。

もう一つ市川市の年代別の人口、どの世代が多いのか。47 万人の内訳、高齢者が多いのか、中間層、中高年の方が多いのか、アンケート調査を見ると122人ではあまりにも少ない。

そのあたりを教えていただきたい。不勉強で申し訳ないです。

三橋会長:それでは簡潔にお答えください。

吉野部長:人口構成は、後日改めて説明します。ただ、少子高齢化が進んでいるため 高齢者が多いということは言えます。

竹中課長:市民説明会で使用した資料のうち、パワーポイントの8番をご覧ください。 (吉野部長:右下に小さく「8」と書いてあります。)資料1です。

この図が、12 分別導入後にごみが減少してきたが、近年は横ばいということを示した図です。

そのため、経済的手法を導入してごみの減量を進めようとするもの。

目標としては、パワーポイントの13番をご覧いただけますか。

平成 36 年度までに、1 人 1 日あたりの排出量を 760 g 以下に、焼却処理量は 9 万 6 千トン以下に、資源化率は 27%以上にし、これらをもって最終処分量は 7 千 200 トン以下にしたい計画を持っている。

各家庭のごみの削減イメージとして、14 番を見ていただきたいのですが、まずは発生を抑制する。次に分別の徹底で資源物とごみを分けていただくことで、1 人 1 日あたり 100 g 削減していただく。これが目標です。

君津市については資料2の6ページをご覧いただけますか。

下から4行目に(2)として料金体系を変更した理由として、3つ記載しています。

- ○平成12年度以降、ごみ量は3割以上減少したが、最近は若干増加傾向にある。
- ○ごみ処理経費に対するごみ袋代などの歳入が、他市町村に比べて低い。
- ○現行制度(一定量無料型)が、必ずしも公平とはいえない。
- 一定量無料型が公平とは言えないことは、上の表① (無料分のごみ袋数)をご覧いただきたいのですが、世帯人数によって、「1 人」、「2 人から4人」、「5 人以上」の3区分に分けて無料配布をしていますが、この「2 人から4人」、「5 人以上」の区分けが、ざっくりしすぎていて公平とは言えないとの声があったと君津市に確認している。
- 岩田委員:中身を議論するには、有料化の目的をしっかりしておく必要がある。私自 身、目的と期待する効果の関係がよくわからない、ここに書いてある効果も 目的と同じように感じる。

確認として、手数料をとって、そのお金を何に使うのか。クリーンセンターの建て替え費用の一部にするとか、他のごみ削減の活動のため調整するとか。 そのために、税金とは別に手数料をとることを説明するのかしないのか。 その点はどう考えているのか伺いたい。

三橋会長: 有料化したお金をどうするかについて、市民にわかりやすく説明したほうがいいのではないかということですが。

竹中課長: 手数料の使途については、まだ検討を始めたばかりのため説明会で具体的な内容を話していない。

本審議会で次回以降ご審議いただく内容として、資料2の1ページをご覧いただきたいのですが、「3 制度導入にあたっての留意事項」3番に手数料収入の使途、活用方法がある。こちらの方で審議させていただければと考えております。

岩田委員:はい。

三橋会長: 有料化制度については、みなさんいろいろな意見をお持ちだと思いますが、 今日はここで打ち切らせていきます。

> 最終的な答申は有料化を中心としたものになるので、これからの審議会でも そのつどご意見をいただければと思います。

三橋会長: それでは、続いて資料3と資料4、ごみ収集回数の削減、戸別収集方式について説明をお願いします。

【資料3説明】(ごみ収集回数の削減について)

村越課長:それでは清掃事業課から説明させていただきます。

資料3 ごみ収集回数の削減についてです。

く収集回数及び収集量の現状>

1ページ目をご覧ください。

上の表は今の市川市の収集回数。燃やすごみは週3回、その他は週1回。 月曜から土曜まで週6日ごみを出す日があります。

右の拠点回収というのは、公民館や学校などで紙パックとペットボトルの 回収箱を設置し、どなたでも出せるようにしています。

集団資源回収は、自治会、PTA、マンション管理組合など任意団体が自 主的に資源回収場所を確保し、ビンやカンなどを集めていただき、収集業 者に来ていただいて資源化をするもの。

これには市から奨励金を出しています。

次に下の表のごみ収集量の変化ですが、

12分別開始前年の平成13年度と開始翌年の平成15年度の比較では、 燃やすごみが大幅に減り、資源の紙が増えています。その後も、5、6年 おきで見ますと、減少傾向ですが、現在は横ばいとなっています。

くごみ収集回数の削減の方向性>

2ページ目、ごみ収集回数の削減の方向性 をご覧ください。 まず、ごみの収集回数について。

家庭ごみ有料化導入により、紙などを資源として分別して出していただくことでごみの減量が見込めますので、燃やすごみを週3回から週2回、燃やさないごみを週1回から2週に1回へ(月2回)へ削減することが妥当ではないかと考えています。

次に資源物の収集回数について。

現在、燃やすごみとして出している紙などを、資源として出してもらうため、資源物の収集回数は現状維持が適当と考えます。

ビン、カンについては、特にビンですが、ペットボトルに取って代わって減少の傾向にあることですので、検討いきたいと考えております。

その下は、収集曜日のイメージです。

上段の「現在」は、1週目、2週目が同じで、月曜日から土曜日の毎日何らかの収集がある状況です。

下段、今後の「変更例」のイメージとしては、燃やすごみが週3回から週2回、燃やさないごみが週1回から隔週とした場合です。

あくまでもイメージですので、実際の収集曜日は検討中です。

< 千葉市におけるごみ収集回数の見直しについて>

次の3ページは、参考として、千葉市の収集回数の変更例です。

平成21年10月に収集回数を変更しています。

燃やすごみを週3回から週2回に減らし、紙・布を月2回から毎週1回に しています。

その結果、下の棒グラフのとおり、平成21年10月以降、資源(古紙・布類)の収集量が伸びています。

く近隣市における家庭ごみの分別区分と収集回数>

その次の4ページ目のA3横の資料をご覧ください。

前回にもお出しした近隣市の収集回数の比較表です。

ポイントとしては、可燃ごみが、市川、船橋、松戸、浦安が週3回、

千葉、江戸川、葛飾が週2回。

燃やさないごみは、週1回は市川市だけです。

家庭からの排出量として、週1回必要なのかということです。

蛍光管や有害といったものですが、他の市を参考にして検討したいと考えております。

資料3の説明については以上です。

【資料4の説明】(戸別収集方式について)

村越課長:続けて資料4 これは戸別収集を簡単に説明したものです。

これは前回も、集積所収集と戸別収集の比較資料として出しましたが、

少し説明を加えたものです。

ステーション収集は何世帯か一緒にごみ置き場を使っているもの。

戸別収集というものは、原則として敷地内にごみを出していただき、1軒 1軒回収するものです。

く分別等の意識、違反ごみ>

分別の意識としては、戸別収集だと、はたから見ても排出者がわかります

ので、かなり意識をするようになり、全く異なったごみは出しにくくなる。 先進市でもそういった効果は出ています。

次の違反ごみについては、今は指定袋の違反もありますが、(ステーション 収集では)排出者が特定できないということでは(啓発・指導に)限界が あります。

く集積所管理>

集積所の管理の面ですが、今回の説明会でも、集積所で悩んでいるため戸 別収集にして欲しいというお話が出ました。

清掃事業課にも多くの相談がありますが、集積所は利用者相互で(当番等を)決めていただいている事情がありまして、協議がうまくできなければ ごみ置き場は苦労のもとになっています。

これが戸別になれば自分で責任を持って管理するようになります。

<利便性>

利便性ですが、(ステーション収集では)遠くまでごみを運ぶ方は負担になります。

(戸別収集では)戸建てであり、そこに車が入れれば取りにいきますので。 ごみを運ぶ手間と言う点では、全体的にある程度フォローできると思って おります。

<コスト、収集効率>

最後にコストと収集効率ですが、今までステーション収集は何軒かが1カ 所に集めたところに行けばよく、収集ポイントも少なくすみましたが、 戸別収集は1軒1軒になるので作業は多くなり、コストがかかります。 収集効率ですが、戸別なれば、収集効率は悪くなります。

<戸別収集導入自治体の比較>

2ページ目は、戸別収集を実施している自治体の例を挙げさせていただきました。

藤沢市、品川区、武蔵野市、立川市は(全域で)戸別を実施済みで、 右の台東区、浦安市は一部で導入しています。

(戸別収集を行うごみ種)

戸別収集のごみ種は、全ごみ種を戸別収集しているところと、 可燃・不燃など絞っているところがあります。

(モデル回収実施の有無)

次にモデル回収の有無について。

戸別収集は集積所収集と違いが多いので、モデルでやってみて確認するのが一般的のようです。

立川市はモデル回収をやらずに一変に切り替えています。

その他の自治体では、一部の地区でモデル回収を実施して、そのノウハウをもって広げています。

(有料化と戸別収集の関係)

東京の特別区、浦安市は有料化していないが、戸別収集は実施しています。

(実施状況)

実施状況では、各自治体で工夫をしたところ等を記載しています。

(燃やすごみの収集回数)

燃やすごみの収集回数は、浦安市が本市と同じ週3回ですが、 その他は週2回です。

(各自治体の収集方法の特徴)

本市は毎日動く(収集車両の)台数は40台ですが、

- 藤沢市は、90台と多く、これは全車両で燃やすごみを収集して午前中 で終わらせ、午後からは他のごみを収集するという体制のためです
- 品川区は60台。一時の簡易置き場を作って積み替えるということをしています。
- 立川市は、車は原則2人乗車、狭隘地区では3人乗車、収集車両間の応援体制を整え、作業時間は集積所収集の時と同じ程度になっている。
- 台東区は、収集車が満杯になると、運転手だけ乗ってクリーンセンター へ向かい、作業員は現地に残り、次の車を待ち、続いてごみを積み込む というスタイルで、収集効率を高めています。
- 浦安市は、可燃(週) 3回。この 21.8 台は計算値、集積所収集と戸別 収集を両方やっている。実際の戸別地区の収集台数は把握していないと のこと。

ごみ収集回数の削減、戸別収集方式についての説明は以上です。

【資料3・4の質疑応答】

三橋会長: いずれの方法をとるにしてもメリット・デメリットがある。

それを総合的に判断して、市川市の場合にはどういうやり方が良いかを審議会で議論していきたいと考えています。

今の説明に対して質問、感想があればお出しください。

安東委員:戸別収集と、今までのステーション収集と併用もありうるのか。

戸建をすべて戸別にしていくということなのか。

10 件くらい家のまわり仲がいいので戸別にしなくても問題ない。仲のいい 人たちもあるはずなので。全部戸別になるとかえって一番奥の家の人が気 をつかうなどしてしまう。

村越課長:おっしゃるとおり。

市側も、奥まで入れば狭いところもあり、(パッカー車の) 台数もいるようになる。行政側から言えば、コストがどのくらいかかるのか現在計算している。物理的に入れない道もある。

集合住宅は敷地内に置き場があるから変更ない。

狭隘の場所のチェックを始めている。

戸別は利便性が高いと考えているが、ステーション方式のままがいいという意見もあると思う。その割合がどれくらいか、コストの兼ね合いも有るので今後検討する。

今は最低5世帯で1カ所の集積所をお願いしているが、しかし、転出等で 1ステーションあたりに出す世帯数が2軒なるなどのばらつきがでてくる。 そういった調整も含めて戸別を検討している。

原木委員:費用対効果みたいな、収集回数の削減と戸別収集を実施した場合の相対的 な費用計算はできていないわけですよね。

次回あたりには出していただけるのでしょうか。

村越課長:がんばって出したいと思います。

戸別導入の場合はコースが変わり、小さい車も買うとすると、今と違う計算となる。まず、おおまかな数字として出すように努力したい。

【審議の終了】

三橋会長: それでは時間が超過してしまい、まだ意見を述べたい方がいらっしゃると 思いますが、次の審議会の冒頭で時間を取りたい考えです。

本日の審議会は以上で終了にさせていただきます。

では、事務局から連絡があればお願いします。

【事務連絡等】

竹中課長:次回の当審議会の開催日についてですが、10月20日(火)午前10時 から、開催したいと考えております。

> すでにご予定があり、ご都合がつかない方がいらっしゃいましたら、お手を 挙げていただけますでしょうか。

> ありがとうございます。それでは10月20日開催で準備を進めさせていただきます。また、正式な開催通知は後日郵送させていただきます。場所は、このフロアの 第2委員会室を予定していますが、庁舎建て替えのため、

清掃部が市川駅南口の仮設庁舎に移転しておりますことから、今後、そちらでの開催を視野に入れて調整させていただければと思うのですが、いかがでしょうか。ありがとうございます。

以上でございます。

【次会の審議会への要望】

三橋会長:最後に、今日は1時間半とういう時間のなかでの議論だったのですが、2 時間くらいは必要かと思います。

次回以降は考慮していただきたいと思います。

大場委員:資料は早めにいただきたい。資料を見て考える時間が欲しい。

吉野部長:申し訳ありません。

【閉 会】

三橋会長: それでは、以上をもちまして、

第75回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

今日は皆様、ありがとうございました。

(閉会:午後3時40分)